

大山崎町人事行政の運営等の状況の公表（平成24年度）

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（平成23年度）

① 採用試験の状況

職 種	申込者数 A	1次試験合格者数	採用者数 B	倍 率 A/B	(参考) 22年度の倍率
事務職	82名	18名	5名	16.4	6.0
技術職(土木)	9名	5名	1名	9.0	—
保健師	7名	5名	1名	7.0	—
保育士	25名	11名	4名	6.3	16.0

② 退職者数

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
10人	1人					11人

(注) 退職者数には、再任用職員、嘱託員、臨時職員に係る退職者数を含みません

(2) 職員数の状況

① 年齢別職員数（平成23年4月1日）

年齢	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	
職員数	0人	5人	8人	18人	14人	6人	14人	6人	12人	22人	33人	138人

② 職員数の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
職員数	178人	171人	162人	153人	144人	140人	138人

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

勤務時間	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
	38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0～1時	なし
週休日	勤務時間を割り振らない日（日曜日・土曜日）					
休日	国民の祝日に関する法律に規定されている休日および12月29日から翌年1月3日までの日					

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成23年1月1日～12月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
4,201日	1,146日	107人	10.7日	27.3%

(注1) 付与日数は、1暦年につき20日（当該年の途中に採用された者は、同年の在職期間に応じた日数）で、当該年に取得しなかった場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています

(注2) 対象職員数は、平成23年1月1日～12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに育児休業、休職の事由がある職員を除いています

(3) 育児休業等の取得状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

区分	平成23年度の取得者数			平成23年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務	（育児休業 等対象者数）	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者数
男性職員							
女性職員	3人			3人			
計	3人			3人			

(注1) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成23年度に新たに取得した者、下段には平成22年度から23年度にかけて引き続いている者の数を記載しています

(注2) 平成22年度から引き続き育児休業等を取得した職員はいません。

(4) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇 取得者数	要介護者 (続柄など)	取得形式	介護休暇 承認期間
男性職員	0人	—	—	—
女性職員	0人	—	—	—
計	0人			

3 職員の分限および懲戒処分の状況（平成23年度）

(1) 分限処分者数

該当ありません。

□ 懲戒処分者数

地方公務員法第29条第1項第3号に抵触したもの…1人

4 サービスの状況

綱紀保持の取組

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところです。

大山崎町においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達などにより綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

5 研修の状況（平成23年度）

地方公務員法は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えることを任命権者に義務付けています。大山崎町においては以下のとおり研修を実施しました。

	研修名	実施日	研修期間	受研者数
町主催研修	コンプライアンス研修	平成23年10月26・27日	2日	183人
	長期勤続職員自主研修	通年	2日～5日	6人
委託研修	新規採用職員研修	平成23年10月20・21日	2日	8人
	課長研修	平成23年7月27・28日	2日	1人
	法制執務研修（基礎）	平成23年5月26・27日	2日	1人
	行政経営・職場管理の理論と実践	平成23年7月5・6日	2日	1人
	税務担当職員初心者研修	平成23年8月9・11日	2日	1人
	自治体における訴訟実務研修	平成23年9月27・28日	2日	1人
	協働の実践研修	平成23年6月2日・3日	2日	1人
	非木造家屋評価研修	平成23年11月1・2日	2日	1人
	議会運営実務研修	平成24年1月18・19日	2日	1人
	問題解決のための理論と発想	平成23年11月22日	1日	1人
	エクセル研修（基礎）	平成23年8月24日	1日	1人
エクセル研修（応用）	平成23年9月19日	1日	1人	
派遣研修	簿記入門講座	平成23年5月10～11日	2日	1人
	防災力の向上	平成23年5月16～18日	3日	1人
	Landscapeトレーニングセミナー	平成23年5月26～27日	2日	1人
	新地方公会計制度の実務	平成23年7月12～14日	3日	2人
	住民税の課税実務	平成23年9月7～8日	2日	1人
	下水道経営セミナー	平成23年8月2～3日	2日	1人
	全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会	平成23年8月18～19日	2日	1人

6 福祉および利益の保護の状況（平成23年度）

地方公務員法においては、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の増進に寄与することを目的として、職員の福祉および利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、厚生福利制度、公務災害補償制度が定められています。また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。

大山崎町における職員の福祉および利益の保護の状況については次のとおりです。

	主な内容	実施日	備考
保健事業	定期健康診断	平成23年9月20・21日	受検者数123人
	特殊健康診断	平成24年1月24日	受検者数37人
	人間ドック他	通年	
福利厚生	京都府市町村職員厚生会生活設計支援事業	通年	
	京都府市町村職員厚生会元気回復事業	各事業実施日程による	
	京都府市町村職員厚生会給付事業	通年	
	大山崎町職員厚生会事業	各事業実施日程による	
公務災害補償の認定件数		公務災害…2件	通勤災害…0件

7 公平委員会に関する事項

職員の権利は、勤務条件に関する措置要求制度および不利益処分に関する不服申立て制度により保護されています。勤務条件に関する措置要求は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また不利益処分に関する不服申立ての制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことができる制度です。

【平成23年度の状況】

勤務条件に関する措置要求…0件

不利益処分に関する不服申立て…0件